

消 防 予 第 1 2 2 号
平成 2 5 年 3 月 2 7 日

各都道府県知事 }
各指定都市市長 } 殿

消防庁次長

火災予防条例（例）の一部改正について（通知）

今般、消防法施行令の一部を改正する政令（平成 2 5 年 3 月 2 7 日政令第 8 8 号。以下「改正政令」という。）が公布されたこと等に伴い、火災予防条例（例）（昭和 3 6 年 1 1 月 2 2 日付け自消甲予発第 7 3 号）について、所要の改正を行いました。

貴職におかれましては、下記事項に留意のうえ、執務の参考とするとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

記

- 1 消防法施行令及び建築基準法施行令の改正に伴い、規定の整理を行ったこと。（第 2 9 条の 3 及び第 2 9 条の 4 関係）
- 2 施行日は、平成 2 6 年 4 月 1 日としたこと。（附則関係）

<連絡先>

消防庁予防課 児玉、柳瀬、松浦
電話：03-5253-7523

〇〇市（町・村）火災予防条例の一部を改正する条例（例）

〇〇市（町・村）火災予防条例（昭和〇〇年〇〇市（町・村）条例第〇号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の三第一項第二号中「第十三条の三第一号」を「第十三条第一号」に改める。

第二十九条の四第四項中「第三十七条第七号から第七号の三まで」を「第三十七条第四号から第六号まで」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

火災予防条例の一部を改正する条例（例） 新旧対照表

○ 火災予防条例（例）（昭和三十六年十一月二十二日 自消甲予発第七十三号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準）</p> <p>第二十九条の三 住宅用防災警報器は、次に掲げる住宅の部分（第二号から第五号までに掲げる住宅の部分にあつては、令別表第一（五）項口に掲げる防火対象物又は（十六）項に掲げる防火対象物の住宅の用途に供される部分のうち、もつぱら居住の用に供されるべき住宅の部分以外の部分であつて、廊下、階段、エレベーター、エレベーターホール、機械室、管理事務所その他入居者の共同の福祉のために必要な共用部分を除く。）に設けること。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 前号に掲げる住宅の部分が存する階（避難階（建築基準法施行令第十三条第一号）に規定する避難階をいう。以下この条において同じ。）を除く。）から直下階に通ずる階段（屋外に設けられたものを除く。以下この条において同じ。）の上端</p> <p>三 五 （略）</p> <p>2 6 （略）</p> <p>第二十九条の四 住宅用防災報知設備の感知器（火災報知設備の感</p>	<p>（住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準）</p> <p>第二十九条の三 住宅用防災警報器は、次に掲げる住宅の部分（第二号から第五号までに掲げる住宅の部分にあつては、令別表第一（五）項口に掲げる防火対象物又は（十六）項に掲げる防火対象物の住宅の用途に供される部分のうち、もつぱら居住の用に供されるべき住宅の部分以外の部分であつて、廊下、階段、エレベーター、エレベーターホール、機械室、管理事務所その他入居者の共同の福祉のために必要な共用部分を除く。）に設けること。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 前号に掲げる住宅の部分が存する階（避難階（建築基準法施行令第十三条の三第一号）に規定する避難階をいう。以下この条において同じ。）を除く。）から直下階に通ずる階段（屋外に設けられたものを除く。以下この条において同じ。）の上端</p> <p>三 五 （略）</p> <p>2 6 （略）</p> <p>第二十九条の四 住宅用防災報知設備の感知器（火災報知設備の感</p>

知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十七号。以下この章において「感知器等規格省令」という。）第二条第一号に規定するものをいう。以下この章において「感知器」という。）は、前条第一項各号に掲げる住宅の部分に設けること。

2
3
（略）

4 住宅用防災報知設備は、その部分である法第二十一条の二第一項の検定対象機械器具等で令第三十七条第四号から第六号までに掲げるものに該当するものについてはこれらの検定対象機械器具等について定められた法第二十一条の二第二項の技術上の規格に、その部分である補助警報装置については住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に、それぞれ適合するものでなければならぬ。

5
（略）

知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十七号。以下この章において「感知器等規格省令」という。）第二条第一号に規定するものをいう。以下この章において「感知器」という。）は、前条第一項各号に掲げる住宅の部分に設けること。

2
3
（略）

4 住宅用防災報知設備は、その部分である法第二十一条の二第一項の検定対象機械器具等で令第三十七条第七号から第七号の三までに掲げるものに該当するものについてはこれらの検定対象機械器具等について定められた法第二十一条の二第二項の技術上の規格に、その部分である補助警報装置については住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に、それぞれ適合するものでなければならぬ。

5
（略）